

農福連携環境整備支援モデル事業実施要領

制 定 平成30年8月 9日 農構第59-1号
改 正 平成31年3月28日 農構第59-2号
改 正 令和 2年4月 1日 農構第59-1号

第1 趣旨

農業分野における雇用労働力の不足が顕在化している中で、「農福連携」による障害者の就労や雇用に向けた検討が必要である。

農福連携は、障害者にとって賃金向上や生きがいにつながり、農業者にとっては作業委託や雇用による労働力の確保につながるなど、双方にとってメリットがある。また、農業は多様な人材を受け入れられる産業であり、障害者の活躍が地域農業の発展・振興につながることを期待されている。

そこで、JAや群馬県社会就労センター協議会群馬県障害者施設等共同受注窓口（以下「共同受注窓口」という。）の活用による農繁期における障害者就労の可能性を実証することを目的に、「農福連携環境整備支援モデル事業」（以下「事業」という。）を実施するものとする。

第2 事業の内容

1 事業内容

農福連携マッチング機能強化を目的に、農業者又は農業者の組織する団体が実施する取組のうち、障害者が農作業を行うために必要な環境整備に対する支援を行う。

2 補助対象経費

区分	内容
消耗品費	障害者が農作業を行うために必要な農具等の購入費（1物品あたりの取得価格又は評価額が5万円未満で、障害者の特性に応じて必要なものに限る）
修繕料	障害者が農作業をしやすくするための農具等の改良に係る修繕費（30万円を超える場合にあっては、30万円を限度とする）
使用料及び賃借料	障害者が現場で利用する移動式トイレ等に係るリース料

3 留意事項

この事業により事業主体が購入又は修繕を行ったものを貸与する場合は、無償とする。
また、事業実施に当たっては、他の補助事業等の経費と重複しないよう明確に区分して実施するものとする。

第3 助成措置

県は、この要領に基づいて実施する事業に対し、経費の1/2以内（上限25万円）を予算の範囲内において助成するものとする。

第4 事業主体

- 1 事業主体は、次の各号のいずれかとする。
 - (1) 農福連携相談窓口を設置した J A
 - (2) (1) の J A を活用して障害福祉サービス事業所等に農作業を委託した農業者又は農業者の組織する団体
 - (3) 共同受注窓口を活用して障害福祉サービス事業所等に農作業を委託した農業者又は農業者の組織する団体

- 2 1 の事業主体は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第 3 者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

第 5 事業の実施手続

- 1 事業実施計画書の作成等
事業主体は、農福連携環境整備支援モデル事業実施計画書（様式第 1 号）（以下「事業実施計画書」という。）を作成し、農業事務所長（以下、「所長」という。）が定める期日までに提出するものとする。

- 2 事業実施計画の承認申請等
 - (1) 事業実施計画の承認申請
1 に規定する事業実施計画書を作成した事業主体は、承認申請書（様式第 2 号）に事業実施計画書 2 部及び群馬県暴力団排除条例に定める暴力団等を排除するための措置として誓約書（様式第 3 号）を添付し、所長に提出してその承認を受けるものとする。
 - (2) 事業実施計画の承認要件
所長は、(1) により提出された事業実施計画の内容が適切であり、かつ事業実施計画の達成が確実と見込まれる場合、事業実施計画承認通知（様式第 4 号）によりその承認を行うものとする。

- 3 事業実施計画の重要な変更
事業主体は、事業実施計画書の重要な変更を行う場合には、1 及び 2 の規定に準じて、変更後の事業実施計画を作成するとともに、変更承認申請書（様式第 5 号）に変更後の事業実施計画書を添付し、所長に提出してその承認を受けるものとする。なお、重要な変更とは (1) 及び (2) に該当する場合とする。
 - (1) 事業主体の変更
 - (2) 事業費の 3 割を超える増減

第 6 事業の指導推進体制

所長は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、事業実施計画書等の作成及び事業の適正かつ効果的な実施について指導するものとする。

第7 事業実績報告

1 事業実績報告の作成等

事業主体は、第2に掲げる事業について、事業を完了したときは、農福連携推進事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）（様式第1号）を作成し、所長に提出するものとする。

2 実績報告書の提出期限

1の報告は、原則として事業完了後2か月以内又は事業実施年度の翌年度の4月20日までのいずれか早い日までに行うものとする。

第8 報告又は指導

所長は、事業主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第9 事業の評価

1 事後評価の実施

(1) 事業主体は、事業評価書（様式第6号）により事後評価を行い、第7に定める実績報告書に添付し、所長に提出するものとする。

(2) (1)にかかわらず、所長が必要と認めるときは、事業主体は事業の事後評価を行い、所長の指定する期日までに結果を報告するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年8月9日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。